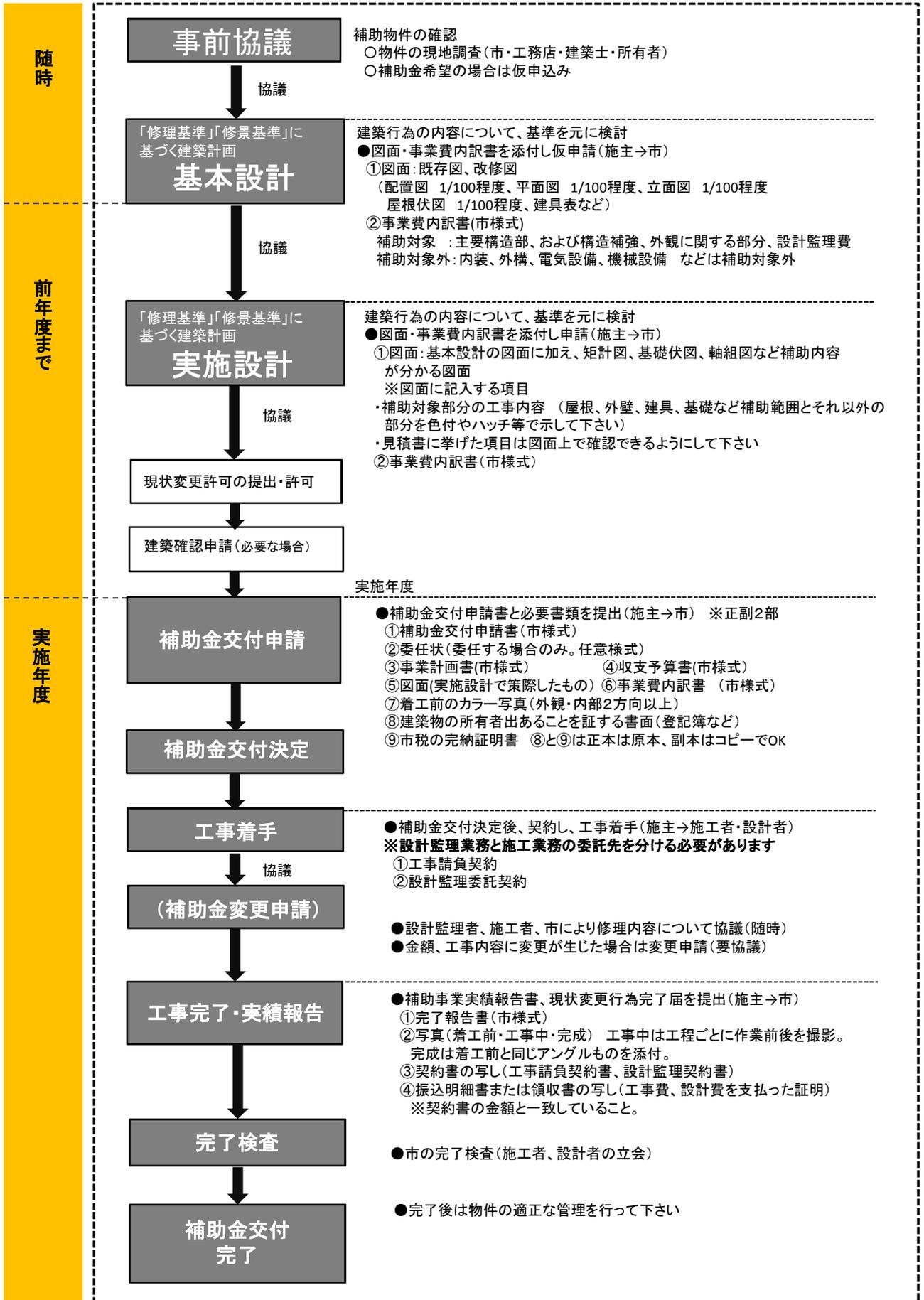


補助金の手続き

「修理基準」「修景基準」に基づく補助金を受ける場合



事前協議

- 補助物件の確認
 ○物件の現地調査(市・工務店・建築士・所有者)
 ○補助金希望の場合は仮申込み

「修理基準」「修景基準」に基づく建築計画
基本設計

- 建築行為の内容について、基準を元に検討
 ●図面・事業費内訳書を添付し仮申請(施主→市)
 ①図面:既存図、改修図
 (配置図 1/100程度、平面図 1/100程度、立面図 1/100程度
 屋根伏図 1/100程度、建具表など)
 ②事業費内訳書(市様式)
 補助対象 : 主要構造部、および構造補強、外観に関する部分、設計監理費
 補助対象外:内装、外構、電気設備、機械設備 などは補助対象外

「修理基準」「修景基準」に基づく建築計画
実施設計

- 建築行為の内容について、基準を元に検討
 ●図面・事業費内訳書を添付し申請(施主→市)
 ①図面:基本設計の図面に加え、矩計図、基礎伏図、軸組図など補助内容が分かる図面
 ※図面に記入する項目
 ・補助対象部分の工事内容 (屋根、外壁、建具、基礎など補助範囲とそれ以外の部分を色付やハッチ等で示して下さい)
 ・見積書に挙げた項目は図面上で確認できるようにして下さい
 ②事業費内訳書(市様式)

現状変更許可の提出・許可

建築確認申請(必要な場合)

実施年度

補助金交付申請

- 補助金交付申請書と必要書類を提出(施主→市) ※正副2部
 ①補助金交付申請書(市様式)
 ②委任状(委任する場合のみ。任意様式)
 ③事業計画書(市様式) ④収支予算書(市様式)
 ⑤図面(実施設計で策案したもの) ⑥事業費内訳書(市様式)
 ⑦着工前のカラー写真(外観・内部2方向以上)
 ⑧建築物の所有者出あることを証する書面(登記簿など)
 ⑨市税の完納証明書 ⑧と⑨は正本は原本、副本はコピーでOK

補助金交付決定

工事着手

- 補助金交付決定後、契約し、工事着手(施主→施工者・設計者)
※設計監理業務と施工業務の委託先を分ける必要があります
 ①工事請負契約
 ②設計監理委託契約

(補助金変更申請)

- 設計監理者、施工者、市により修理内容について協議(随時)
 ●金額、工事内容に変更が生じた場合は変更申請(要協議)

工事完了・実績報告

- 補助事業実績報告書、現状変更行為完了届を提出(施主→市)
 ①完了報告書(市様式)
 ②写真(着工前・工事中・完成) 工事中は工程ごとに作業前後を撮影。完成は着工前と同じアングルものを添付。
 ③契約書の写し(工事請負契約書、設計監理契約書)
 ④振込明細書または領収書の写し(工事費、設計費を支払った証明)
 ※契約書の金額と一致していること。

完了検査

- 市の完了検査(施工者、設計者の立会)

補助金交付完了

- 完了後は物件の適正な管理を行って下さい